

220526 ポーランドで進む政治による司法支配政権の意に沿わぬ判事排除（2）

毎日新聞 2022/5/26 06:57（最終更新 5/26 10:48）

司法と政治の微妙な関係、各国の事情は 日本の最高裁は保守的



ポーランド最高裁 = ワルシャワで 2022 年 1 月 28 日午前 9 時 53

分、三木幸治撮影

ポーランドなど一部の民主主義諸国で、政治が「司法の独立」を弱体化させる動きが出ている。また司法の独立を巡っては、欧州連合（EU）とポーランドの右派与党「法と正義」（PiS）が対立している。PiS の動きをどう読み解けばいいのか。他の欧州諸国や日本の現状はどうなっているのか。2 人の識者に聞いた。【聞き手・エルサレム三木幸治】

裁判官の独立、ないがしろ 小森田秋夫氏

ポーランドでは、三権（立法、行政、司法）の代表から構成され、裁判官が優位を占める全国裁判所評議会（KRS）が、裁判官人事で決定的な役割を担ってきた。しかし、PiS は KRS の人事手続きを変え、事実上、法相の影響下に置いた。その結果、法相に逆らわないような者が裁判官に任命され、要職に配置されるようになってきてい

る。PiS は、民主主義を議会の多数派による支配として一面的に理解しており、その結果、裁判官の独立がないがしろにされている。



東京大の小森田秋夫名誉教授 = 本人提供

冷戦終結後、東欧諸国の中で、ポーランドはハンガリーと共に民主化と市場経済化の「優等生」と見られてきた。そのような国でなぜ PiS のような政党が政権を握り、2 期目に入っているのかについては、PiS の政策全体を踏まえた多角的な検討を要する。現在、少なからぬ裁判官が PiS の改革にさまざまな形で異議申し立てをしており、市民社会の動きも出ている。それでも政権与党が一度司法制度を壊し始めると、それを食い止めるのは非常に難しい。

EU は「法の共同体」であり、構成国の裁判所がそれぞれ独立しているという相互信頼の上に成り立っている。そのため、基本的価値の一つである「法の支配」を確保するため、EU は PiS による改革の当初から系統的に関与しており、EU 司法裁判所はこの改革を EU 法違反だとした。

EU が求める最高裁懲戒院の廃止などへの対応を巡り、政権内では温度差がある。「司法改革」の推進者であるジョブロ法相は、主権侵害だとして EU に激しく反発し、PiS のカチンスキ党首もこれに近いが、支給を停止されている欧州復興基金を重視するモラウィエツキ首相は、対応に苦慮している。

2021年10月にポーランドのシンクタンク「公共問題研究所」が実施した世論調査では、PiSの改革を巡るEUの批判に同意する者は48%、しない者は23%であり、EU予算を「法の支配」と結びつける（EUの）規則を支持する者は61%に上っている。また、各機関の信頼度では、EU司法裁判所や欧州委員会を「信頼する」と答えた人が45%以上だったのに対し、ポーランドの憲法法廷は21%、ポーランド政府は19%にとどまっている。「司法改革」に対する国民のこのような批判的な態度が、PiSの今後の対応にどのような影響を与えるか、注目したい。

こもりだ・あきお

1946年生まれ。76年東京大大学院博士課程修了。北海道大教授、東京大社会科学研究所教授、神奈川大教授などを歴任。

保守的な日本の最高裁 木佐茂男氏



北海道大の木佐茂男名誉教授 = 本人提供

ドイツやイタリアでは第二次大戦で司法が政治に迎合し、ナチス・ドイツなどによる独裁を許した。その反省を生かし、戦後の司法改革では司法の独立を担保することを最も重視してきた。ただ、選挙で選ばれた政権と司法の関

係を断つことはできず、各国はその微妙な関係に対応してきた。

ポーランドの右派与党「法と正義」（PiS）は、裁判官候補を選出する全国裁判所評議会（KRS）への影響力を強めたため、欧州連合（EU）から強い非難を受けている。PiSは「ドイツなど他の欧州諸国も政治家が裁判官を選ぶ仕組みになっており、ポーランドだけ非難されるのは差別だ」と主張するが、実態は異なる。

ドイツの連邦憲法裁判所の判事は、連邦議会（下院）と連邦参議院（上院）から半数ずつ選出されるが、いずれも3分の2の賛成が必要だ。ドイツは中道左派・社会民主党と中道右派のキリスト教民主・社会同盟の2大政党の勢力が拮抗（きっこう）しており、一つの政党が司法を「支配」することは事実上不可能だ。また、最高裁にあたる連邦通常裁判所の判事は、連邦司法相と16州の司法相、連邦議会が選んだ法律家らで作る裁判所選出委員会が選出する。各州の政治情勢はそれぞれ異なっており、一党の意見が通ることはない。



ポーランドの右派与党「法と正義」のカチンスキ党首 = 3月15日、ロイター

ポーランドは1989年以降、司法の独立を達成するため、イタリアをモデルに裁判官主導で裁判官候補を選ぶKRSを設置した。その仕組みを「改悪」し、政権の影響力を強めるというのは数年前には想定できなかった。自立した裁判官が政治権力を統制し、民主主義と人権を守るのが民主主義国家であり、PiSの司法「改革」は原点から外れていると言える。

一方、日本では内閣が最高裁長官を指名し、最高裁判事は内閣が最高裁長官の意見を聞いた上で、任命する。そのため、与党が最高裁人事に影響力を持つことになる。学会の中で「保守的」とされていた学者が、最高裁判事になると「左翼」と言われることが多い。それだけ最高裁は保守的な組織になっているということだ。

2大政党制で政権交代が頻繁に起これば多様な判事が選ばれるが、日本の現状では難しい。私は最高裁判事を選ぶ際、形式上は憲法に従って指名・任命制を維持しつつ、法律でドイツのように国会の3分の2の議決が必要な仕組みに変えるべきだと考えている。

きさ・しげお

1950年生まれ。島根大卒業後、京都大大学院法学研究科博士課程単位取得。85～87年にドイツ・ミュンヘン大で司法改革を研究する。北海道大教授、九州大教授を経て、2004年に福岡県弁護士会に弁護士登録。専門は行政法。